

① 住所異動の届出はお済みですか

春は引越しの季節です。住所を変更された場合は、次のものを添えて、役場窓口へ届け出てください。それ以外にも、市区町村から発行を受けている証書などがあれば、お持ちください。なお、届出には本人確認のためのマイナンバーカード、運転免許証などが必要です。

本人または本人と同一世帯以外の方が届出をする場合には、委任状が必要です。

◆**転出** 黒潮町からほかの市区町村に住所を移すときは、引越しするまでに届出をしてください。

【届出に必要なもの】 ● 転出予定日 ● 転出先の住所

【次のものをお持ちの方は忘れずお持ちください】

- 印鑑登録証 ● 国民健康保険被保険者証（資格確認書） ● 介護保険被保険者証
- 後期高齢者被保険者証（資格確認書） ● マイナンバーカード など

◆**転入** ほかの市区町村から黒潮町に住所を移すときは、住み始めてから14日以内に届出をしてください。

【届出に必要なもの】

- 前住所地の市区町村役所が発行した転出証明書
(マイナンバーカードによる特例転出の場合は、マイナンバーカード)

【次のものをお持ちの方は忘れずお持ちください】

- 介護保険受給資格証明書 ● 障害者手帳 ● マイナンバーカード など

◆**転居** 町内で住所を移すときは、引越しをしてから14日以内に届出をしてください。

【次のものをお持ちの方は、忘れずにお持ちください】

- 国民健康保険被保険者証（資格確認書） ● 介護保険被保険者証
- 後期高齢者被保険者証（資格確認書） ● 障害者手帳 ● マイナンバーカード など

マイナポータルからオンラインで、転出届を提出できます

令和5年2月6日から、「転出届」について、マイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能になっています。電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方が利用できます。ご自身単身での引越しのほか、ご自身と同一世帯の方、ご自身以外の同一世帯の方の引越しでも利用可能です。詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。



デジタル庁

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要です。また、転出届を提出する市区町村での手続きが別途必要な場合もあります(水道や、保険証などの手続き)。



マイナポータル

- お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701

② リチウムイオン電池の適正な処理のご協力をお願いします

◆**リチウムイオン電池とは** 小型で大量の電力を必要とする製品(スマートフォン・モバイルバッテリー・パソコン・デジタルカメラなど)に使用されています。強い衝撃や圧力を加えると発火する性質があります。

◆**火災事例** 近年、ごみ収集車で一般ごみと一緒に捨てられたリチウムイオン電池が押しつぶされて出火した事例や破棄するために分解した際に外力が加わってバッテリーが損傷し火災が発生した事例などが報告されています。

◆**処理方法** 購入された販売店や製造業者にご相談いただくか、幡多クリーンセンター(四万十市上ノ土居1544番地・☎31-2600)に直接お持ち込みいただくようお願いします。

皆さんのご理解・ご協力のほど、よろしくお願いします。

- お問い合わせ 本庁 環境政策室 環境政策係 ☎43-2119